

江南市高齢者福祉審議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び推進を総合的かつ多面的に検討するため、江南市高齢者福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築及び推進に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの整備及び運営に関すること。
- (5) その他高齢者福祉に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって構成し、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、老人福祉施設等の各種団体代表者
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) その他、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 審議会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、審議会の会議の議長として会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は、ふくし部介護保険課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 江南市地域包括支援センター等運営協議会設置要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。